

契約内容のご説明（契約内容説明書）

本書面は、ユーザーと株式会社MFS（以下「当社」といいます。）が締結した「INVASE媒介（ローン紹介）サービス利用規約」に係る契約の内容を、ユーザーが契約締結後にご確認いただくために、法令に基づき交付されるものです。

第1条「INVASE媒介（ローン紹介）サービス利用規約」に関する事項

1. サービス提供者に係る事項

- (1) 株式会社MFS（登録番号：東京都知事(2)第31690号）
- (2) 住所：東京都千代田区大手町一丁目6番1号

2. INVASE媒介（ローン紹介）手数料の計算方法、金額

新規の借り入れの場合: 住宅ローン、不動産担保ローン、その他借入商品に係る融資承認金額（元本）の1パーセントに相当する金額（税別。ただし、下限を450,000円（税別）とする。）

3. (1) 媒介（ローン紹介）手数料の支払方式、(2) 支払時期、(3) 賠償額の予定等

- (1)：媒介（ローン紹介）手数料全額の一括払い（口座振込又はクレジットカード払いによる。）
- (2)：金融機関から融資承認を取得した日から3か月後の応当日が属する月の末日、又は金融機関による融資実行日から2週間経過した日のいずれかの早い日
- (3)：年14.6%で計算された遅延損害金

4. 当社が契約する指定紛争解決機関（指定ADR機関）

日本貸金業協会 貸金業相談・紛争解決センター

5. その他

ユーザーのお名前、ご住所、契約締結年月日、貸付に関し当社が受領する書面は、ユーザー専用のWEBサイトに表示します。

第2条住宅ローン、不動産担保ローン、その他借入商品に係る契約に関する事項

借り入れサービスの対象となる住宅ローン、不動産担保ローン、その他借入商品に係る契約の内容は、以下のとおりです。

- (1) 貸付けの金額：10億円以下で各金融機関が定める金額
 - (2) 貸付けの利率：10%以下で各金融機関が定める率
 - (3) 返済方式：元利均等型、元本均等型又は毎月利払・元金一括返済方式
 - (4) 返済期間、返済回数：50年以下又は初回利払い日から債務者死亡時までの期間、600回以下又は未確定
 - (5) 賠償額の予定：20%以下の割合で計算された遅延損害金
 - (6) 各回の返済期日：各金融機関所定の返済期日
 - (7) 返済金額の設定の方式：各金融機関所定の方式
 - (8) 期限前返済の可否：可能
- 期限の利益の喪失事項：各金融機関所の事項

2022年10月12日 制定・施行

2023年9月1日 改訂

2024年4月1日 改訂

2024年7月30日 改訂

2026年7月1日 改訂

株式会社MFS